

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願16種類171件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

金融監督庁設置法案は、市場原理を基軸とした透明、かつ、公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改革の一環として、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査、その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置しようとするものである。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

両案については、6月2日、本会議において趣旨説明が行われ、財政と金融の分離、金融監督庁の独立性の確保、金融システム改革の内容とスケジュール等について質疑が行われた。

委員会においては、両案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣の出席を求めて、企画・立案機能と検査、監督機能の分離の目的、金融監督庁に対する大蔵省の影響力の排除、検査体制の充実強化方策、野村証券、第一勧業銀行、日産生命問題等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行った。

質疑終局後、両案に対し、齋藤理事（民主党・新緑風会）より、「金融監督庁」を「金融庁」に改めるとともに、任務並びに所掌事務及び権限を拡大すること等を内容とする修正案が提出された。

次いで、討論の後、採決の結果、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、両案に対し、7項目から成る附帯決議を行った。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案は、特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、財務諸表等の作成、広告及び一般の閲覧等について関係規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、特殊法人の連結決算導入の必要性、特殊法人見直しと政府の対応等について質疑が行われた。質疑終局後、吉川理事（共産）より、特

殊法人について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成及び公開等の義務付けを内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年6月2日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月4日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、武藤総務庁長官、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日(金) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月9日(月) (第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法

第67号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、小杉文部大臣、藤本農林水産大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

○平成9年6月10日(火) (第6回)

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

株式会社共同通信社国際金融情報本部顧問	西崎	哲郎君
慶應義塾大学経済学部教授	池尾	和人君
株式会社大和総研副理事長	賀来	景英君
青山学院大学経済学部教授	小林	襄治君

○平成9年6月11日(水) (第7回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年6月13日(金) (第8回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第69号) (衆議院送付) について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月16日(月) (第9回)

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第

69号) (衆議院送付) について武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について討論を行った後、いずれも可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自民、社民、民緑の一部、自由、さき
反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社
欠席会派 二院

(閣法第67号) 賛成会派 自民、社民、民緑の一部、自由、さき
反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社
欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第69号) (衆議院送付) を可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社
反対会派 なし
欠席会派 二院

○請願第1号外170件を審査した。

○行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

金融監督庁設置法案(閣法第66号)

【要旨】

本法律案は、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 設置、任務及び長

- (1) 総理府の外局として、金融監督庁を設置する。
- (2) 金融監督庁は、金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の監視をすることを主たる任務とする。
- (3) 金融監督庁の長は、金融監督庁長官(以下「長官」という。)とする。

2 所掌事務及び権限

金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事項とするとともに、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならないこととする。

- (1) 金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督等に関する事項〔次の(2)を除く。〕
- (2) 銀行の免許等内閣総理大臣の権限に属する事項についての補佐に関する事項
- (3) 預金保険法に基づく金融機関の合併等の適格性の認定等に関する事項

3 関係行政機関との協力

- (1) 長官は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- (2) 長官及び金融関連業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

4 大蔵大臣との連携

- (1) 長官は、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を大蔵大臣に述べることができる。
- (2) 長官及び大蔵大臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務の適切な遂行のため、相互に緊密な連絡をとる。

5 証券取引等監視委員会

- (1) 金融監督庁に、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会のつかさどる事務について規定する。
- (3) 委員長及び委員は独立してその職権を行う。
- (4) 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織し、その議事は多数決をもって決する。
- (5) 委員長及び委員の任免、服務、給与等について規定する。
- (6) 委員会に事務局を置く。
- (7) 委員会が行う検査等に関して、次の事項について規定する。
 - ① 委員会は、検査等の結果に基づき、内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができる。
 - ② 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、勧告を尊重しなければならない。
 - ③ 委員会は、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めること

ができる。

④ 委員会は、検査等の結果に基づき、内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に所要の施策についての建議を行うことができる。

(8) 長官が行う金融検査等に関して、次の事項について規定する。

① 長官は、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

② 長官は、四半期ごとに検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

③ 委員会は、検査事務の運営等について長官に建議することができる。

(9) 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表する。

6 職員

以上に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

7 施行期日

本法律は、平成10年4月1日から同年7月1日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第67号）

【要 旨】

本法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 総理府設置法その他の行政組織に関する法律の規定の整備

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、総理府設置法その他の行政組織に関する法律について所要の規定を整備する。

2 銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律の規定の整備

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすることとし、所要の規定を整備する。

(1) 主務大臣についての規定の整備

① 主務大臣を大蔵大臣から内閣総理大臣に改める。

- ② 主務大臣を大蔵大臣から内閣総理大臣及び大蔵大臣に改める。
 - ③ 大蔵大臣の権限のうち、適格性の認定等に係るものを内閣総理大臣の権限に改める。
- (2) 信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関する協議等についての規定の整備
- ① 内閣総理大臣は、銀行、保険会社、証券会社等に対し業務停止命令、免許の取消し等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。
 - ② 内閣総理大臣は、その適格性の認定等に係る預金保険機構等による資金援助が行われたならば、預金保険機構の財務の状況等が著しく悪化し信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。
 - ③ 内閣総理大臣は、改善命令、業務停止命令、免許の取消し、合併の認可等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知する。
- (3) 大蔵大臣への資料提出等についての規定の整備
- ① 大蔵大臣は、銀行業、保険業、証券取引等に係る制度の調査、企画又は立案をするため、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出等を求めることができる。
 - ② 大蔵大臣は、銀行、保険会社、証券会社等に対しては、その制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるとき、その必要の限度において、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- (4) 権限の委任についての規定の整備
- ① 内閣総理大臣は、その権限の一部を金融監督庁長官に委任する。
 - ② 金融監督庁長官は、委任された権限の一部等を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
 - ③ 金融監督庁長官は、その委任された権限のうち証券会社等の検査に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。
- (5) その他所要の規定の整備
- ① 証券取引審議会及び金融制度調査会を廃止する。
 - ② 自動車損害賠償責任保険審議会を金融監督庁に置く。
 - ③ 大蔵大臣は、内閣総理大臣との協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業

務を行うことを要請することができる。

3 施行期日

本法律は、金融監督庁設置法の施行の日から施行する。

【金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に関し、次の事項に十分配慮し、適切な金融行政の確立に努めるべきである。

一 金融の自由化・国際化が急速に進展する状況の下、住専等金融機関の不良債権問題の顕在化等を機に、金融行政機構改革の一環として金融監督庁が設置されることにかんがみ、今後の検査、監督の実施に当たっては、いやしくも国民各層から批判を受けることのないよう努めること。

一 金融行政については、裁量的な行政から明確なルールの制定とそれに基づく検査、監督による透明性の高い行政へ抜本的な転換を図ること。また、今回の金融行政機構改革は、その本来目的が、健全で自由な金融市場の育成に資するものとするところから、金融機関の活動を不当に阻害することのないよう十分に配慮すること。

一 金融監督庁長官の任命に当たっては、業務の独立性、公平性を確保するため、幅広い分野から適格者を選任すること。

一 民間金融機関の検査、監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査、監督の強化・充実を図ること。

一 共同省令の制定及びその改廃に当たっては、検査、監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、総理府が主導的立場に立って行うこと。

なお、今後関連する金融関係法の改正に当たっては、共同省令の内容を精査し、極力単独の総理府令とするよう努めること。

一 財政と金融の在り方については、政策決定及び行政機構の根幹に係わる問題であり、今後十分検討の上、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一 多発する金融機関等の不祥事については、金融市場等に対する国民の信頼を回復するため、断固とした措置を執るとともに、罰則強化を含めその再発防止に万全を期すること。

右決議する。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案（閣法第

【要 旨】

本法律案は、平成8年12月25日の閣議決定「行政改革プログラム」を踏まえ、特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、今国会において新設等の審議を行っている法人を含めた78特殊法人について、15省庁、71法律にわたり財務諸表等の作成・公告及び一般の閲覧等について所要の措置を一括して講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特殊法人の財務内容を明らかにする書類である貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業報告書並びに監事の意見書（以下「貸借対照表等」という。）について、その作成に関する規定を欠くものについて規定の整備を行う。
- 2 貸借対照表等並びに財産目録及び決算報告書（法律でその作成が義務付けられているものに限る。）を特殊法人の各事務所に備えて置き、所要の期間、一般の閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 本法律は、一部を除き、公布の日から施行し、平成8年4月1日からの事業年度の決算に係る財務諸表等から適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
66	金融監督庁設置法案	衆	9. 3. 11	9. 6. 2	9. 6. 16 可決 附帯決議	9. 6. 16 可決	9. 4. 24 行政改革 特委	9. 5. 28 可決 附帯決議	9. 5. 29 可決
			○9. 6. 2 参本会議趣旨説明			○9. 4. 24 衆本会議趣旨説明			
67	金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 11	6. 2	6. 16 可決 附帯決議	6. 16 可決	4. 24 行政改革 特委	5. 28 可決 附帯決議	5. 29 可決
			○9. 6. 2 参本会議趣旨説明			○9. 4. 24 衆本会議趣旨説明			
69	特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案	〃	3. 11	6. 9	6. 16 可決	6. 16 可決	5. 27 行政改革 特委	6. 3 可決	6. 5 可決